

「札幌市役所本庁舎で使用する電力」に関する質問と回答

| 番号 | 質問内容 | 受付日 | 回答内容 | 備考 |
|----|--|-----------|---|----|
| 1 | 契約期間中に、契約に影響する工事の予定はあるか。 | 2026年6月2日 | 工事予定はありません。 | |
| 2 | 契約の開始もしくは、受電設備容量の増設などの電気工事を起因とした契約電力増加以降1年に満たずに電気の使用を廃止（他社切替含む）、または契約電力を減少しようとされる場合には、弊社は需給契約の消滅または変更の日に、料金（1年未満の使用部分に対し臨時電力（常時契約の1.2倍）を適用し、既に申し受けた料金との差額）および工事費等の精算していただくことを認めていただけるか。 | 2026年6月2日 | 契約書第12条により、契約電力の増減により契約条件が著しく不相当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。 したがって、実際に電気の使用廃止や契約電力の減少等が生じた場合には、仕様書等の規定に基づき、その都度札幌市と受注者で協議のうえ取り扱いを決定するものであり、契約前に精算を認めるものではありません。 | |
| 3 | 支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して30日目）経過後に電気料金が支払われる場合には、その経過日数に応じて年10%の割合（1日あたり約0.03%）で算定した延滞利息金が発生することに応じていただけるか。 なお、延滞利息金は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定した金額となる。 | 2026年6月2日 | 札幌市は受注者から計量結果の通知を受けたあと10日以内に検査を行い(契約書第9条)、受注者は検査の合格をもって電気料金の請求をすることができ、札幌市はこの請求から30日以内に電気料金を支払います(契約書第11条)。計量結果の通知と請求を同時に行うことが多いと思いますが、検査に合格するまでは支払い義務は生じないことになります。 延滞利息は、電気料金から消費税等相当額と再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた遅延利息の率を乗じて算定します（契約書第11条第8項）。なお、回答日現在の利息は年3.0%です。 このため、ご質問の利息に応じることはできません。 | |
| 4 | 平日・休日における電力量料金単価が異なる場合、弊社における平日・休日の定義について、休日は土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日を指し、平日とは休日以外の日を指すが、この取扱いを認めていただけるか。 | 2026年6月2日 | ご提示の日付は、仕様書の添付資料の記載と一致しており、本市が想定する休日と一致しています。 | |
| 5 | 供給開始時に契約電力の変更予定はあるか。ある場合については、仕様書にその旨が記載されているか。 | 2026年6月2日 | 契約電力変更の予定はありません。(契約前の契約電力と同一です。) | |
| 6 | 環境付加価値の指定がある場合、電気料金内訳には「環境価値相当額」として記載し、電力量料金とは別立てとなるが、当取扱いに応じていただけるか。 | 2026年6月2日 | 問題ありません。 | |
| 7 | 当社では環境価値料金については電力量料金とは別立てとなるが、入札書別紙については、環境価値単価の項目を追記するか、もしくは電力量料金単価に環境価値単価を上乗せして作成するか、どちらの方がご都合よろしいか。 | 2026年6月2日 | 電力量料金単価に上乗せして作成してください。 | |
| 8 | 当社では環境価値料金については電力量料金とは別立てとなるが、契約書（案）単価一覧の電力量料金単価については、環境価値単価を含んだ額を記載するか、もしくは環境価値単価の項目を追記いただけるか。 | 2026年6月2日 | 環境価値単価を含んだ額を記載することを想定していますが、項目追加について協議は可能です。 | |

「札幌市役所本庁舎で使用する電力」に関する質問と回答

| 番号 | 質問内容 | 受付日 | 回答内容 | 備考 |
|----|---|-----------|---|----|
| 9 | <p>一般社団法人日本卸電力取引場の非化石価値取引市場における買入札総量が売入札総量を上回り、トラッキング付非化石証書必要量を調達できず、環境価値を付加できなかった場合、当社は賠償等の責めを負わないことを認めていただけるか。</p> | 2026年6月2日 | <p>本件調達は環境価値が付加された電力を供給することを仕様としていますので、環境価値が付加できない場合は契約違反となります。</p> <p>札幌市は、契約違反に対して契約書第14条第2項により契約の解除することができます。また、契約書第14条の2により、残りの契約期間に対応する予定使用電力量から算出される金額の10%（または実際の損害額がそれを上回る場合はその損害額）を、賠償金として札幌市に支払う必要があります。</p> <p>このほか、契約保証金が返金されないことや、入札への参加停止等の措置が考えられます。</p> | |
| 10 | <p>トラッキング付非化石証書について、契約期間における使用電力量が公告に記載される予定使用電力量に対し、大きな乖離（目安として80%以下もしくは120%以上）があった場合、調達していたトラッキング付非化石証書が過剰もしくは不足となるため、予定使用電力量に変動が見込まれる場合、事前に当社へその旨をご相談いただけるか。</p> <p>また、事前相談がなく、その結果トラッキング付非化石証書の必要量に対し、調達量が不足し、環境価値を付加できなかった場合、当社は賠償等の責めを負わないことを認めていただけるか。</p> | 2026年6月2日 | <p>本件調達の電力供給地点である札幌市本庁舎は、冷暖房の熱源として冷温水を別に調達しているため気候の変動等による電力使用量の変化が少なく、施設の用途は事務室であるため、定常的な電力の使用が行われます。このような性質により、仕様書添付資料(3)に示したとおり、今回調達する各月の予定使用電力量と、過去5年間の各月の電力使用実績の差は10%未満であり、今回の調達でも、電力使用量が目安(±20%)を超えて変化する要因も想定されません。</p> <p>事前に変動が想定される場合は相談等の協力を行いますが、賠償等の免責について事前に確約することはできません。</p> <p>なお、本施設の性質を勘案すると、電力使用量に大きな乖離が生じる場合は大幅な事情変更があると推測されるので、この場合は、契約書第12条に基づき、契約の変更を行って対応することが想定されます。</p> | |
| 11 | <p>高圧契約については、請求書や振込用紙などの無料書面発行（郵送）を継続する予定であるが、将来的に手数料等をご負担いただく取扱いに変更となる場合、応じていただけるか。</p> | 2026年6月2日 | <p>請求書が真正であることが確認できれば、書面の発行や郵送は必須ではありません。例えば、契約締結から履行までの手続きに使用した電子メールアドレスからの受領や、電子請求書発行サービスからのダウンロードにより請求することができます。</p> <p>このため、書面の手数料や郵送料を支払う必要はないと考えております。</p> | |